	附則第六条第三項の表第二十二条ただし書の項
による ことと された 第一 の申請に 又は 、「第 ）。） 規定に より 条若しくは 第二項	旧法第六十条第一項若しくは第六十一条の規定により還付され、「第八条の規定によりなお従前の例によることとされた登記の申請について旧法第六十条第一項又は「第六十一条の規定により還付され、又は交付された登記済証を含む。）又は附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される第二十一条第二項
	同条

3　法附則第二十六条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第一項の規定による指定がされるまでの間、各登記所の登記手続についての第十六条の規定の適用については、同条第一項中「法第二百二十三条において読み替えて準用する不動産登記法第二十二条」とあるのは「法附則第二十六条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される法第二百二十三条において読み替えて準用する不動産登記法第二十二条」と、「登記識別情報を提供する」とあるのは「登記済証を提出する」と、「登記識別情報の提供」とあるのは「登記済証の提出」と、同項第四号イ中「前号に定める措置」とあるのは「第一号に定める措置及び登記義務者の代表者又は代理人（委任による代理人を除く。）が電子署名を行った当該委任による代理人の権限を証する情報に当該電子署名に係る電子証明書であって法務省令で定めるものを併せて提供する措置」とし、同項第三号の規定は適用しない。

別表（第十四条、第十七条関係）

項	登記	申請情報又は嘱託情報	添付情報
企業価値担保権の登記			
一	企業価値担保権の設定の登記		法第六条第三項に規定する企業価値担保権信託契約に係る契約書の謄本その他の登記原因を証する情報
二	準用不動産登記法第六十三条第二項の規定による合併による企業価値担保権の移転の登記		合併を証する登記官が職務上作成した情報
三	企業価値担保権者の名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記	変更後又は更正後の企業価値担保権者の名称又は住所	当該企業価値担保権者の名称又は住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があったことを証する登記官その他の公務員が職務上作成した情報
四	企業価値担保権の変更の登記又は更正の登記	変更後又は更正後の登記事項	イ　登記原因を証する情報 ロ　法第二百二十条に規定する付記登記によってする企業価値担保権の変更の登記又は更正の登記

	五	六	七	八	九	十	十一
	企業価値担保権に関する法第百二十八条、第百二十九条、第百三十条、第百三十一条又は第百三十二項の規定により企業価値担保権の消滅に関する登記（抹消された企業価値担保権に関する登記の回復を除く。）	抹消された企業価値担保権に関する登記の回復	企業価値担保権の実行手続開始の登記	法第百九十三条第三項第一号に掲げる登記（九の項の登記を除く。）	特定の管財人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記	法第百九十三条第二項に掲げる登記	法第百九十三条第三項第二号に掲げる登記
			法第百九十三条第二項に規定する事項の決定の裁判書の謄本	変更後の登記事項	変更後の登記事項		
登記を申請する場合において、登記上の利害関係を有する第三者の承諾をしたことを証する情報	イ　登記原因を証する情報 ロ　登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報又は当該第三者が作成した当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報	イ　登記原因を証する情報 ロ　登記上の利害関係を有する第三者が当該第三者の承諾を証する情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があったことを証する情報	イ　企業価値担保権の実行手続開始の決定の裁判書の謄本 ロ　管財人がそれぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することについて法第百十一条第一項ただし書の許可があったときは、当該許可の決定の裁判書の謄本	法第百九十三条第二項に規定する事項を変更する旨の決定の裁判書の謄本		企業価値担保権の実行手続開始の決定の取消しの決定の裁判書の謄本	企業価値担保権の実行手続廃止の決定の裁判書の謄本

企業価値担保権の実行手続に関する登記